



■排出抑制計画1：ごみの発生抑制と減量の推進

①ごみの発生抑制と減量の推進

	計画	施策	今後5か年の計画						
			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)		
①-1	ごみの発生抑制と減量、資源の有効利用について、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリを通じて情報発信し、市民の意識を高め、行動につなげるために、必要な普及啓発や支援を行います。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする	見直し・実施						
①-2	市民と協働し、学校をはじめとした教育の場で、収集から最終処分までのごみ処理の流れや、発生抑制や資源の有効利用の必要性について学ぶ機会を設け、環境学習の充実を図り、施設見学等を積極的に行い、次世代の担い手である子どもたちに循環型社会への取り組みについて啓発します。	環境学習教室実施	見直し・実施						
		環境学習のデジタルアーカイブ化、学校への普及	試作	普及	見直し・普及				
①-3	小規模事業所に対しては、ごみの排出実態の把握に努め、処理排出指導を強化します。資源に関しても民間の資源化施設での処理が原則ですが、民間の資源化ルートの利用が難しい場合のエコプラザ多摩での資源受入について周知をするなど資源がごみとして排出されないよう指導します。	リーフレットの内容大幅見直し、印刷	作成配布	配布					
		事業所への啓発	★→排出抑制計画2-②へ						
①-4	市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行います。	東京都環境局との合同講習会？	★→排出抑制計画2-②へ						
①-5	ごみの減量や社会状況等により、ごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、構成市への配慮や均衡を考慮しつつ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた、減量対策の強化、適正負担について検討し、廃棄物減量等推進審議会の意見を聞いて決定します。	廃棄物処理手数料の見直し	分析				判断	実施	
①-6	ごみの減量と分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。		★→排出抑制計画2-②へ						
①-7	ごみ分別アプリや各種リーフレットの多言語化により、外国人住民への普及啓発を図ります。	ごみ分別アプリと各種リーフレットの多言語化	検討	作製実施	継続				
①-8	廃棄物減量等推進員と連携し、ごみの出し方の指導、資源集団回収の推進など、ごみの減量・資源化を推進します。	全体会や研修会の開催	見直し・実施						
①-9	一般廃棄物処理に係る財源の使途を明確化するため、環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づく廃棄物会計制度を導入します。	導入し公表する	試行	実施	見直し・実施				
①-10	市民へ店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートの積極的な活用及び適正分別を遵守した資源排出を啓発します。	アクタ、広報へ啓発記事を掲載する。	見直し・実施						

②粗大ごみの発生抑制（新規）

	計画	施策	今後5か年の計画						
			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)		
②-1	不用品の再利用について、インターネット上の地域情報サイトの普及を支援することにより、市民同士の譲渡を促進し、もって粗大ごみの発生を抑制します。	地域情報サイトと連携してイベントなどの実験をする。	検討、調整	実験実施	継続				
②-2	不用品の引き取り店舗を整理し、市民に広く情報提供できるよう検討します。	ホームページに掲載する。	検討、調査	実施	継続				

③エコショップの推進

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
③-1	エコショップの更新時には、認定項目を精査、見直しを行い、制度の推進によって、マイバッグ運動、無料の使い捨てプラスチック製品の削減、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品の販売に積極的に取り組む姿勢を評価し、ごみの減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。	各店舗の形態にあった認定調査書を作成する。	店舗区分A・B更新	店舗区分C更新	店舗区分A・B更新	維持	店舗区分A・B・C更新	
③-2	エコショップの周知を推進します。また、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持ち込みに対するマナー向上のための啓発をしていきます。	各発行物へ啓発記事を掲載する。	見直し・実施					

排出抑制計画2:ごみの適正処理に向けた分別の徹底

① 家庭系（収集）ごみの分別の徹底

	計画	施策	今後5か年の計画				
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
①-1	収集の種類として「小型家電・金属類」の追加や新しい商品の誕生など、分別のルールが細分化しているため、分かりやすい啓発・指導を行います。その際には、ごみ分別アプリやスマートスピーカー等のデジタル・デバイスも活用し、分別の徹底を目指します。	最新分別基準への対応	更新	継続	→		
①-2	資源化できる紙類・プラスチックの適正排出について啓発を強化し、燃やせるごみの減量、資源への混入を防止します。	ミックスペーパー資源化等と足並みをそろえて啓発策展開	検討	実施	継続	→	
①-3	紙パック、アルミつき紙パック、マルチパックなどの紙類については、エコショップ認定店での回収に誘導し、ごみの減量とともに、循環型社会に対する市民意識の醸成を図ります。	エコショップ認定店での回収について周知を図る。	見直し・実施	→			
①-4	介護を要する高齢者など、ごみ・資源の排出が困難な市民への支援を行い、適正分別、適正排出の促進を図ります。	ごみ出し困難世帯がいつでも排出ができるようにする。	新規	見直し・実施	→		
①-5	分別の徹底や資源の適正排出、有効利用に関する啓発は、廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携します。	全体会や研修会の開催	見直し・実施	→			
①-6	市民へ店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートの積極的な活用及び適正分別を遵守した資源排出を啓発します。	各発行物へ啓発記事を掲載する。	見直し・実施	→			
①-7	大きなプラスチックは可燃ごみとして処理をしていましたが、40ℓサイズのプラスチック袋を作成することで、リサイクル量を増やし、可燃ごみを削減します。	R6から40ℓプラ袋を製造販売する	準備	新規・実施	実施・見直し	→	
①-8	リサイクルマークが入っておらず、店頭回収に出すことのできないリチウムイオン電池やモバイルバッテリー及びリチウムイオン電池を取り外すことのできない小型製品を、有害性ごみとして回収することで、適正分別の促進を図ります。	有害性ごみの収集物の枠を拡大	新規	見直し・実施	→		

② 事業系（持込）ごみの分別の徹底（新規）

	計画	施策	今後5か年の計画				
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
②-1	市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの分別と適正排出に関する啓発を行います。	事業系ごみの分別と適正排出に関する啓発を行う	検討 予算化	実施	継続	→	
			検討 予算化	実施	継続	→	
			検討 予算化	実施	継続	→	
			検討 予算化	実施	見直し・実施	→	
②-2	大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理とさらなる資源化への指導・立入検査を行いさらに啓発を推進していきます。	立入検査を実施する	検査体制 検討	実施	見直し・実施	→	
②-3	大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理とさらなる資源化への指導・立入検査を行いさらに啓発を推進していきます。	事業系ごみ手数料の水準について、引き上げ可否決定し、引き上げるなら一廃計画中間見直しに反映させ、条例改正して実施する。	検討	→		決定	実施
②-4	ごみの分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。	抜き打ち検査を実施する	検査体制 検討	実施	見直し・実施	→	



排出抑制計画3:資源の有効利用

①資源の有効利用に向けた資源回収

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
①-1	今まで資源化することのできなかつた紙類を資源化するため、ミックスペーパー(難再生古紙)リサイクル導入を検討します。	難再生古紙の資源化を検討する	検討	検討・実施	実施	→		
①-2	剪定枝等のチップ化、堆肥化(土壌改良材の生産)などにより、みどりのリサイクルを推進します。あわせて、落葉堆肥の利用について検討します。	市民・公共施設から持ち込まれた剪定枝等を資源化する。	見直し・実施	→				
①-3	事業系の剪定枝について、利用する事業者へ民間の資源回収を啓発します。	事業系の剪定枝を資源化するように啓発する。	見直し・実施	→				
①-4	事業系の古紙等について、資源化センターへの持ち込みを啓発する。	小規模事業所の古紙等を資源化するように啓発する。	見直し・実施	→				
①-5	・市民へ店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートの積極的な活用及び適正分別を遵守した資源排出を啓発します。	各発行物へ啓発記事を掲載する。	見直し・実施	→				

②粗大ごみ等の再利用(新規)

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
②-1	家具や家電製品の修理や譲渡の促進など、粗大ごみ排出量の削減に向けた啓発を行い、循環型社会の実現を目指します。	各発行物へ啓発記事を掲載する。	実施	継続	→			
②-2	エコにこセンターにおける粗大ごみ再利用品の販売について、ごみ・資源収集カレンダーやごみ分別アプリ等を活用し、周知を推進します。	エコにこセンターと連携し、粗大ごみ再利用品を分別アプリ等で掲示する。	検討	→		実施	実施	
②-3	粗大ごみの再利用について、インターネット上の地域情報サイトを活用した市民同士又は市から市民への譲渡等の導入を検討します。	民間企業の取組を紹介し不要品を安易に廃棄物として捨てるのではなく、市民間の再利用する仕組みを紹介する。	検討	→		実施	実施	

③焼却灰リサイクル

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
③-1	ごみ焼却灰のエコセメント化により、埋立量0tを継続します。	焼却残さを全量エコセメント化し、埋立量0tを継続する	検討・継続	→				
③-2	市で発注する公共工事等において、エコセメントを用いたコンクリートやエコセメントを用いたコンクリート二次製品等の積極的な活用を検討します。	公共工事でエコセメント製品の積極的な活用を推進する。	評価・見直し・実施	→				

④リサイクル活動の支援

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
④-1	資源集団回収について啓発し、その活動を支援します。	各発行物へ啓発記事を掲載し、新規団体増加を目指す。	見直し・実施	→				
④-2	民間のリサイクル活動を支援します。	エコショップ店に働きかけを行う	見直し・実施	→				
④-3	新規に集合住宅を建設する際の打合せ時に、資源集団回収について積極的に案内し、リサイクル活動を支援します。	集積所協議の早い段階から集団回収についての説明を行う。	見直し・実施	→				



排出抑制計画4: 食品ごみの削減

① 生ごみの減量と堆肥化の促進

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
①-1	生ごみ減量について、新たに取り組む始める市民が増えるよう、また、継続して取り組む市民を支援する啓発をします。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする	見直し・実施					
①-2	公共集合住宅再開発が行なわれる場合などでは、生ごみ堆肥置場や堆肥利用場所の確保など適宜依頼し、地域での生ごみ資源化を支援する働きかけをします。	公共住宅建設時に関係課を通じて要望を行う	見直し・実施					
①-3	生ごみの水切りの徹底に関する啓発を継続的に行います。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする	見直し・実施					
①-4	生ごみ処理機器の購入費補助は、ホームページ、ごみカレンダーやごみ減量広報紙ACTAを通じて普及啓発し、講習会等、多摩市の居住環境に合った生ごみの自家処理・共同処理に対する支援を充実させます。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする	見直し・実施					

② 生ごみの資源化(新規)

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
②-1	生ごみの資源化の効果等について周知し、市民や事業者の新規取組、又は継続に向けた情報の提供等の支援を行います。	世帯からの生ごみ削減を啓発する	見直し・実施					
②-2	生ごみを資源化するため収集方法の見直し、資源化のため排出先の見直しについて検討を進めます。	分別収集や施設での選別の効果・課題を検討する。	検討	見直し・検討				
②-3	事業系の食品ごみ排出も資源化への取組を啓発します。	生ごみ受け入れ施設を排出事業者に紹介する	見直し・実施					

③ 食品ロス対策(新規)

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
③-1	ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリにより、食品ロス削減に向けた家庭への啓発を行い、食品ロスを減らす行動を促します。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする	見直し・実施					
③-2	小学生を対象とした、食品ロス対策講座を行い、子どもたちに身近な食べ残しなどの環境問題に対する意識を醸成します。	環境出前教室などで教育を行う	計画	実施	見直し・実施			
③-3	飲食店等、食品ロス削減に取り組む事業者を、多摩市食べきり協力店として登録し、事業者と連携した食品ロス削減の取り組みを推進します。	登録店舗との連携・取組PR	見直し・実施					
③-4	フードドライブの活動について庁内の関係部局や社会福祉協議会と連携し、周知・啓発を進めます。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする	検討、調査、実施	実施	見直し・実施			

排出抑制計画5:プラスチックの削減

①プラスチックの利用の削減(新規)

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
①-1	市民へ使い捨てプラスチックを受け取らないことを推奨し、行動変容やライフスタイルの変革を促すための情報発信を進めます。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする。	見直し・実施					
①-2	事業者へ使い捨てプラスチックを消費者へ提供しない(減らす)ための取組を推奨し、そのための啓発、支援に取り組みます。	エコショップ認定店については調査項目書に盛り込み、取り組みを促す。	見直し・実施					
①-3	ペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用を啓発します。	各発行物へ啓発記事を掲載する。	見直し・実施					
①-4	事業者による量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等を推奨し、容器包装プラスチックを削減します。	エコショップ認定店については調査項目書に盛り込み、取り組みを促す。	見直し・実施					
①-5	製品プラスチックは長く使用することを啓発します。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする。	見直し・実施					
①-6	プラスチック使用製品設計指針の適合認定製品やリサイクルプラスチック製品の普及を推進します。	プラスチック使用製品設計指針と認定制度について、周知する。	実施	継続				
①-7	市民へ店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートの積極的な活用及び適正分別を遵守した資源排出を啓発します。	各種発行物で紹介して市民の利用を促す。	見直し・実施	継続				

②プラスチックのリサイクルの推進(新規)

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
②-1	容器包装プラスチック、製品プラスチックのリサイクルを進めます。	容器包装プラスチック、製品プラスチックを選別し、資源化する。	見直し・実施					
		40ℓプラ袋について、推進員・自治会に対する説明会を実施する。	検討	実施	見直し・実施			
②-2	ペットボトルの水平リサイクルを実施し、新たな化石由来原料を使わず同じ素材を循環し続けることで、資源循環型社会形成に貢献します。	市が収集した使用済みペットボトルをペットボトルに再生する。	実施	継続				
②-3	製造事業者等による容器包装プラスチックの自主回収やリサイクルの動き、及び排出事業者によるリサイクル等の動きを推進します。	製造事業者および排出事業者の自主回収やリサイクルの活動を各種広報手段を用いて市民に紹介する。	調査	実施	継続			
②-4	収集した製品プラスチックは、「指定法人ルート」、「再商品化計画の認定」、「独自処理」の中から、多摩市に適した方法を選択し、一層のリサイクルを推進します。	製品プラスチックについて、多摩市に適したリサイクル方法を検討する。	検討	検討	実施			
②-5	リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を図ります。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする。	見直し・実施					

③プラスチックの適正な分別(新規)

	計画	施策	今後5か年の計画					
			R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	
③-1	容器包装プラスチック、製品プラスチックの適正な分別を啓発します。	たま広報、ホームページ、ごみカレンダー等で継続的に啓発をする。	見直し・実施					
③-2	スマートフォンアプリ等を活用して、プラスチックの適正分別を啓発します。	継続的な啓発を行い、適切な分別方法を周知する。	見直し・実施					